

事 務 連 絡
平成21年 4 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産パプリカ)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、モニタリング検査により、下記1及び2の輸出者より輸出された生鮮パプリカからフロニカミドが検出されたこと、また、韓国政府からのフロニカミドに係る韓国国内における使用実態調査結果より、下記3及び4の輸出者が契約する農家についてフロニカミドの不適切使用が認められたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

記

- 1 輸出者名：GYEONGNAM TRADING INC.
- 2 輸出者名：TAM JIN TRADING CO., LTD.
- 3 輸出者名：HANSOL TRADING CO.
- 4 輸出者名：JOY TRADING CO LTD.

<違反事例1>

品名：生鮮パプリカ
輸入者：佳林貿易 株式会社
輸出者：GYEONGNAM TRADING INC.
届出数量及び重量：769カートン、3,845.00kg
検査結果：フロニカミド 0.7ppm (基準値：0.4ppm)
届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室

<違反事例2>

品名：生鮮パプリカ
輸入者：株式会社 JALUX
輸出者：TAM JIN TRADING CO., LTD.
届出数量及び重量：1,990カートン、9,950.00kg
検査結果：フロニカミド 0.7ppm (基準値：0.4ppm)
届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室